

# 航空機の都心低空飛行反対 江戸川ニュース

No.6 2017.5.14

航空機の都心低空飛行に反対する  
江戸川区民の会

代表 太田 美音 (03-5605-0586)  
事務局 藤田 直子 fujiko-san@nifty.com

## 4/24 報告集会・総会

### <会則を決めました>

「航空機の都心低空飛行に反対する江戸川区民の会」が発足して丸1年。総会では、今後の運動の発展継続と強化のために、会員制組織とすることを世話人から提起し、会則について承認をいただきました。

今後、会則に従って運動を進めてまいります。(会則は裏面)

#### 【総会で出された主な意見】

- 都民全体に影響するので、都庁記者クラブへのアプローチをしたら良い。
- これまで飛んでいなかった陸地を低空で飛ぶのは方針の大転換なので、その問題をアピールすべきだ。
- 会則に「荒川ルート」の表現を加えた方が、区民にとって重大な問題だとわかりやすい。

#### 【世話人より】

「荒川ルート」と限定せず、影響・被害の大きい他の地域も含め、国交省提案の新ルート全体に反対、との立場である。

ただし、江戸川区にも影響があるということがほとんど知られていない現状をどう打開し、問題の理解を広げるか、今後の課題としたい。

新役員体制は次のようになりました。  
た。よろしく願います。

- 代表：太田 美音
- 事務局：藤田 直子
- 世話人：小柴 厚、細川 浩

## <区議会陳情審査報告>

総会に先立ち、江戸川区生活振興環境委員会の委員である大橋みえ子さん（日本共産党）、伊藤ひとみさん（生活者ネットワーク）から、これまでの主張点や区の対応などを報告していただきました。

#### 【大橋区議から】

- 騒音だけでなく安全や大気汚染などについて区を質し、国にどう働きかけるかを中心に追及した。
- 区長は「新ルートやむなし」という姿勢。また、区側は「着陸は若干減る。離陸の音は大きくない」としている。
- 江戸川では今まで落下物は確認されていないが、本邦運航者から国交省への報告によれば、航空機からの部品脱落は年50件以上ある。
- 江戸川区におけるコミュニティ・ミーティングは現在各地で行われているオープンハウス型の説明会が終わってから開くとしている。7月頃になりそう。
- 今でも離陸便が荒川上空北上をしていることがあり、理由を質したが「悪天回避」と回答している。

#### 【伊藤区議から】

- 国際的な視点から、パリやワシントンに比べて、東京は人口が多いのに飛行場は羽田と成田の2か所、静岡や茨城空港の活用を迫った。
- 騒音は公衆衛生上の問題、高血圧や認知症などへ影響するという研究報告もある。
- 羽田増便問題の都と区の連絡会が開催されていないこと、「増便を承認」という報道も追及した。
- ネットは都全体として、ルートの白紙撤

回をという要望書を提出した。

- 委員会の舞浜調査で、大型の重い飛行機は騒音も大きいことがわかった。

都議会への請願の紹介議員となっていただいている河野ゆりえ(都議)も参加され、都議会での質疑(3月1日本会議品川選出の白石さんが質問)の報告がありました。

- 知事は、国際都市の玄関にふさわしいものとして増便は不可欠としているが、騒音や落下物の対策を国に求めるとしている。
- 都の局長は、落下物対策は航空会社やメーカーに働きかける、大気汚染は国際基準があり基準を超えるものは飛行できない、影響は限定的としている。
- 都と区の連絡会の開催を要求している。部長クラス幹事会の議事録の開示請求をしている。

## ♡お 願 い♡

- 会への加入をお願いします。
- 新ルート問題を周りの方に話して、会員になってもらうよう働きかけてください。
- 以下の取り組みにご参加ください。
  - 5/19(金) 15:30~(予定)  
国交省レクチャー 参議院会館 B109
  - 5/26(金) 13:00~  
都議会都市整備委員会 請願審査傍聴
  - 6/1(木) 18:30~  
講演『東京の空は誰のもの?』  
\* 場所: 発明会館ホール  
港区虎ノ門 2-9-14  
(虎ノ門駅3番出口より徒歩5分)  
\* 講師: 金子勝氏(慶応大学経済学部教授)  
秀島一生氏(航空評論家)  
\* 資料代: 500円  
\* 主催: 東京合同法律事務所

## 航空機の都心低空飛行に反対する 江戸川区民の会 会則

2017年4月24日

1. 名称  
会の名称は「航空機の都心低空飛行に反対する江戸川区民の会」(略称「低空飛行反対区民の会」)とします。
2. 目的  
人口密集地での航空機の低空飛行は、騒音、大気汚染、落下物や事故など多くの問題が懸念されることから、これに反対し住環境の維持向上を目指します。
3. 活動  
目的達成のため、宣伝活動や行政に対する取り組みを行います。
4. 会員  
目的に賛同する人は誰でも会員になることができます。  
会員の年会費は1口1,000円(1口以上)とします。
5. 組織
  - ① 会の運営のため世話人会をおきます。
  - ② 世話人は会員の中から若干名選出し、その中から互選で代表、事務局、会計を選出します。
  - ③ 世話人は補充することができます。
  - ④ 会計監査をおきます。
6. 総会  
年1回総会を開き、活動報告、収支報告、方針などを決めます。  
必要に応じて臨時総会を開催することができます。
7. 会計  
活動は、会員からの年会費と寄付によって賄います。  
会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。
8. 会則の改廃  
会則の改廃は総会でいきます。

都議会への請願追加署名は5月15日提出です。ご協力ありがとうございました。